

令和 8 年度社会福祉施設等整備費補助金対象事業募集要項

1 募集対象事業

募集対象事業は、姫路市社会福祉法人施設整備等補助金交付要綱及び次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱等の規定により補助の対象となる事業のうち、「令和 8 年度姫路市社会福祉施設等整備方針」に該当する事業とする。

2 応募資格

次の全てを満たす場合に応募することができる。

- (1) 国の定める社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱又は次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱において補助の対象とする事業を計画する法人であること
- (2) 姫路市社会福祉法人施設整備等補助金交付要綱及び姫路市社会福祉施設等整備補助金交付要綱において補助の対象とする事業を計画する法人であって、「令和 8 年度姫路市社会福祉施設等整備方針施設整備方針」に基づく事業を計画する者
- (3) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱、次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱、姫路市社会福祉法人施設整備等補助金交付要綱、姫路市社会福祉施設等整備補助金交付要綱その他の法令の規定により補助金の交付を受けることができないとされていない者
- (4) 補助対象整備費用が、1, 0 0 0 万円以上（関係法令等の改正に伴い、法令上の基準を満たさない等、緊急的な対応が必要となる整備は 5 0 0 万円以上）であること
- (5) 整備対象となる建物を所有又は所有を予定していること
- (6) 市税を滞納していないこと
- (7) 令和 2 年度以降に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律又は児童福祉法に基づく行政処分を受けていないこと

3 応募

(1) 応募上限

申請を行う法人が、応募可能な事業（整備計画）の総数は、1 施設の事業（整備計画）を上限とする。

(2) 応募可能な整備内容、施設種別

ア 整備内容

令和 8 年度姫路市社会福祉施設等整備方針 2（1）のとおり

イ 施設種別

令和 8 年度姫路市社会福祉施設等整備方針 2（1）表第 2 項第 2 欄の定義は次のとおりとする。

下記の（ア）から（オ）までの事業所を整備する場合は、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱又は次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱に定める整

備費補助金に加えて、さらに上乗せした補助を検討しているところである。

(ア) 短期入所事業所

- a 必要とされる数以上の看護職員を配置し、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）別表障害児通所給付費等単位数表第1の1の表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者を主な対象とする短期入所事業所
- b 区分5若しくは6又は障害児支援区分3に該当する利用者が、短期入所事業所の利用者の100分の50を乗じて得た数以上とする短期入所事業所
- c 区分6かつ行動関連項目合計点数が18点以上の者（障害児にあっては障害児支援区分3かつ強度行動障害判定基準表合計点数が30点以上の障害児）を主な対象とする短期入所事業所

(イ) 生活介護事業所

- a 必要とされる数以上の常勤看護職員を配置し、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）別表障害児通所給付費等単位数表第1の1の表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者を主な対象とする生活介護事業所
- b 区分6かつ行動関連項目合計点数が18点以上の者を主な対象とする生活介護事業所

(ウ) 居宅訪問型児童発達支援事業所

(エ) 児童発達支援又は放課後等デイサービス事業所

- a 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第5条第4項に定める重症心身障害児を主に通わせる障害児通所支援事業所
- b 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）別表「障害児通所給付費等単位数表」第1の1及び第3の1に定める医療的ケア区分のある障害児を対象とする障害児通所支援事業所
- c 厚生労働大臣が定める児童等（平成24年厚生労働省告示270号第1号の7）に定める表の行動障害の内容の欄の区分に応じ、その行動障害が見られる頻度等をそれぞれ同表の1点の欄から5点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が20点以上である障害児を主な対象とする障害児通所支援事業所

(オ) 日中サービス支援型共同生活援助事業所

- a 行動関連項目合計点数が10点以上かつ障害者支援区分が4以上の障害者を主な対象とする日中サービス支援型共同生活援助事業所
- b 医療支援型グループホーム運営支援事業実施要綱（令和6年4月1日兵庫県制

- 定) 第3条の要件を満たす日中サービス支援型共同生活援助事業所
- (カ) 地域活動支援センター事業所を併設する日中活動系又は就労系サービス事業所
- ただし、地域活動支援センター事業所の整備費用は、本補助対象事業の対象外とする。

4 提出書類

- (1) 障害者支援施設等整備計画書（指定様式）
- (2) 位置図、平面図（整備前も含む）
- (3) 見積書（1者のみ）
- (4) 決算書等（直近3年の法人の財務状況等が分かる書類）
- (5) 資金計画書
- (6) 施設整備工程表
- (7) 関係部署との協議記録

5 提出期限

令和7年7月24日（木）午後5時（必着）

6 提出部数 1部

（電子メールで送付すること）

7 提出先

姫路市役所 障害福祉課 請求担当（担当：嶋田）
〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目1番地
電話（079）221-2454 FAX（079）221-2374
電子メール syogaif@city.himeji.lg.jp

8 書類提出に当たっての留意事項

- (1) 提出期限において書類に不備がある場合は、計画書を受理しない。
- (2) 本応募に関して必要な費用は、全て応募者の負担とする。
- (3) 計画書の内容を提出後に変更することは認めないため、十分な検討のもと、立案し、提出すること。やむを得ず変更が生じた場合であっても、提出後の提出書類の変更は、令和7年7月24日（木）午後5時までとする。

9 失格事由

応募者が以下の事由に該当した場合は、応募資格を失い審査対象から除外する。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 本市が必要に応じて求めた書類等の提出を正当な理由なく拒んだ場合

- (3) 審査の公平性に影響を与えるおそれのある行為があった場合
- (4) 本募集要項に違反すると認められる行為があった場合
- (5) 暴力団員を代表者又は役員に含む場合
- (6) 施設整備費や施設運営費等の寄付を施設利用者又は利用者の家族等へ強要した場合
- (7) 市の通知したヒアリング日時に欠席又は遅刻した場合

10 選定方法

障害福祉課において、整備することが適当と認めた事業（以下「選定事業」という。）の採択及び優先順位を選考するため、ヒアリングを実施する。

(1) 採択及び優先順位の審査方法

ア 審査は、提出書類及びヒアリングによるものとし、次の評価項目及び評価基準に基づき評価し、総合評価点で算出する方法により行う。

イ 評価は、障害福祉課において行う。

審査の結果、総合評価点が最も高く、最低点を満たした事業者を選定事業者とする。最低点を満たす次点以降の事業者は、想定される国庫補助の予算規模、過去の交付実績等を勘案し、協議を終了する場合がある。

(2) 評価項目及び評価基準

	評価項目	配点
書面審査	法人の適格性	1 4
	施設整備計画の確実性	1 0
	国庫補助の必要性	4
プレゼンテーション	施設整備の必要性	4 8
	合計	7 6

(3) 書面審査における主な評価基準及び採点方法

評価項目	配点
適切である	2
改善が見込まれる	0
改善が確実でない	0 (-5)
不適當である	- 1 0

事業の確実な実施が見込めない場合は、零以下としている。

(4) プレゼンテーションにおける評価項目

評価項目	配点
施設整備の必要性	1 0
国庫補助の必要性	1 0
施設整備計画の設計図面について	5
施設整備に伴う利用者への処遇改善について	5

施設整備後の安定的な運営について	5
事業所の独自の取組について	5

ア プレゼンテーションにおいては、事業者より上記評価項目を説明するものとする。

イ プレゼンテーションは、約1時間を予定している。日時及び場所は、別途通知する。

(5) 最低点 40点

11 その他留意事項

(1) 対象となる事業は、令和8年度に整備を行うもので、原則、令和8年度内に事業完了予定のものとし、既に整備に着手しているものについては対象事業としない。土地の取得、造成、備品、外構等に係る経費については補助対象外とする。

(2) 計画書提出時に、建物の建設が不確実な計画は、協議対象としない。

(3) 土砂災害警戒区域等、施設整備を行うことが適当でない立地である場合には、補助対象としない。

(4) 設計費用などの施設整備計画に係る諸経費については、全て法人負担とする。採択しない場合にも、当該諸経費に関する補助等は行わない。

(5) 選定事業であっても、当該選定事業が国庫補助金の交付対象とならない場合、市補助金の交付は行わない。

(6) 選定事業であっても、国庫補助金の交付見込額が当初協議額を下回ることが見込まれる場合等には、補助金の交付決定を行わない場合がある。なお、国庫補助金の交付見込額が当初協議額を下回った場合は、次のとおり取り扱う。

ア 国庫補助金の交付見込額に応じて、補助金の交付額を算出する。補助金の交付額が当初協議額を下回った場合であっても、補助金の交付額は、国庫補助金の交付見込額に応じて算出した市補助金額が上限となる。

(7) 選定事業であっても、国予算等の状況、国が実施する募集事業の内容等により、国庫補助金の交付が見込めない場合には、国庫補助協議（市が国に協議書を提出することと言う。以下同じ。）の対象としない場合がある。

(8) 事業は国の補助金交付決定（例年7月頃）を受け、市が交付決定を行った後に着手すること。整備に要する期間を考慮すると、実質的なサービス提供開始は令和9年度からとなるため、事業計画策定に当たって留意すること。

(9) 補助事業により整備した施設については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき処分（転用、取り壊し等）制限等があり、補助金の返還が求める場合がある。

(10) 選定事業であっても、姫路市が予算措置をしない場合がある。

(11) 国の令和8年度補正予算による国庫補助の追加募集がある場合は、選定事業者のうち、希望する事業者について国庫補助協議を行う。